

一般財団法人日本語教育振興協会
令和7年度事業計画

○ 基本方針

今回の当該計画(案)作成に当たっては、3月6日の第101回理事会及び小委員会の御意見等を踏まえ、所要の見直しを行い策定したところである。

「日本語教育の適正かつ確実な実施を図るための日本語教育機関の認定等に関する法律」が、昨年4月から施行され、これまで所管していた文化庁国語課から文部科学省総合教育政策局日本語教育課に移管された。

並行して、令和6年度の認定日本語教育機関、登録実践研修機関・登録日本語教員養成機関及び日本語教員試験の申請・出願が始まり、既にそれぞれ認定、登録、当該試験の実施・教員登録が行われている。

令和7年度事業計画の策定にあたっては、上記の事情を考慮して事業を推進する。

- 1 日本語教育機関の認定制度及び登録日本語教員の資格制度について、その周知徹底を図るとともに、会員校の機関認定及び現職日本語教師の登録が円滑に実施できるよう、昨年度に引き続き支援する。
- 2 日振協事業の見直しを実施し、収益構造を改革することにより、収益の改善を図る。

I 日本語教育機関の水準向上のための取組

1 日本語教育機関の新しい質保証システム実施による日振協第三者評価事業の推進

- (1) 教育活動評価基準及び第三者評価基準を統一した、新たに本年4月から実施される日振協第三者評価事業の周知徹底と受審機関の拡大
- (2) 日振協第三者評価事業の円滑な実施
- (3) 日振協第三者評価事業を、認定日本語教育機関の自己点検・評価に活用できるよう推進

2 日本語教育機関の水準向上のための研修会・研究会等の開催

次の研修会等を開催する。また、研修等参加料について実施経費を勘案して適切な額とする。実施委員等の謝金の支給について検討する。

- (1) 現行事業
 - ・ 文部科学省委託教員研修(初任及び主任)
 - ・ 日本語教育機関トップセミナー
 - ・ 日本語学校教育研究大会
 - ・ 生活指導担当者研修(対象：初任者及び中堅者)
 - ・ 申請取次者講習会(東京、大阪)
- (2) 新規事業
 - ・ 認定法関連申請書作成講習会
 - ・ 参照枠講習会
 - ・ 新設校設置代表者等研修会
 - ・ 日振協第三者評価説明会(自己点検・評価を中心とする。)
 - ・ 留学生の適正な受入れ及び在籍管理に関する講習会

II 日本語教育機関に対する支援事業

1 日本語教育機関に対する支援事業の実施

- ・日本語学校学生災害補償制度の実施
- ・登録された日本語教育機関の中国及びベトナムの試験認証サービス
- ・項目について見直しを行った上で日本語教育機関の実態調査の継続実施
- ・育成就労制度及び特定技能制度における日本語能力向上に関して育成就労実施機関及び監理団体との連携推進
- ・地方公共団体等と連携して地域における日本語教育の実施に協力

2 その他の取組

会員の確保

会員確保のための体制整備の上、会員確保に積極的に取り組む。